

図書館活動支援貸出取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村の図書館活動の充実を図るために行う支援貸出の取り扱いについて定める。

(貸出冊数及び期間)

第2条 貸出冊数は県立図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めた冊数とするが、5,000冊を限度とする。ただし、セット組本については2組以内とし、5,000冊の内数とする。

2 貸出期間は1年とする。

(貸出手続き)

第3条 貸出を受けようとする教育委員会は、「貸出申込書」(第1号様式)を館長に提出して貸出申請を行う。

2 館長は貸出申請を適当と認めたときは、申請のあった教育委員会に対し許可通知書(第2号様式)より通知する。

3 貸出許可を得た教育委員会は、県立図書館に来館のうえ必要冊数を選定する。

4 教育委員会は、借用時に交付を受けた貸出一覧に基づいて「借用書」(第3号様式)を館長に提出する。

(返納手続き及び紛失報告)

第4条 教育委員会は、利用の終了した図書の返納に際して「返納報告書」(第4号様式)を館長に提出する。

2 教育委員会は、借用図書を紛失したときは「図書紛失報告書」(第5号様式)により、速やかに館長に報告しなければならない。

附 則

1 この要綱は平成15年6月1日から施行する。

2 市町村援助のための団体貸出に関する要綱(平成4年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年3月8日から施行する。